

住居表示通信 第4号

令和4年2月11日
早出町自治会
会長：鈴木 厚

<戸別配布>

町内の皆さんへ

住居表示への取り組みを進めるか否かの決定のために、近々アンケートを実施いたします。そのため、これまで第1号から3号で制度の説明とメリット・デメリットの整理、行政との協議経過と市内での実施事例、町境と町内分割案をどう考えるかについて伝えてきました。

今回の第4号は最終回で、皆さんにやっていただく手続きと、実施の場合のスケジュールについてあらためて説明をします。また、これまでの質問と回答も紹介します。

自治会としては、皆さんの手続きの多さに伴う時間と労力と経済的負担、町境や町内分割調整の難しさ、行政への要望と協議を考えると簡単なことではないと考えております。これまで長い間、課題として掲げてきましたが皆さんの意向を確認し、今後の対応を決めていきたいと思っております。

<実施した場合の住所変更の手続き>

手続き不要なもの

住民票	上下水道	NHK	NTT	中部電力
-----	------	-----	-----	------

手続きが必要なもの

No.	件名	No.	件名
1	国民健康保険被保険者証	18	厚生年金
2	国民健康保険高齢受給者証	19	共済年金
3	後期高齢者医療被保険者証	20	国民年金
4	介護保険被保険者証	21	社会保険、生命保険、損害保険
5	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	22	不動産(土地、建物)
6	障害福祉サービス受給者証	23	法人とその役員
7	浜松市地域生活支援事業受給者証	24	運転免許証
8	児童通所サービス受給者証	25	自動車、車検のあるオートバイ
9	特別児童扶養手当受給者証	26	車検のないオートバイ
10	自立支援医療受給者証	27	軽自動車
11	浜松市小中学高校生世代医療被受給者証	28	通知カード、マイナンバーカード
12	乳幼児医療費受給者証	29	住民基本台帳カード
13	母子家庭等医療費助成金受給者証	30	在留カード
14	児童扶養手当証書	31	旅券(パスポート)
15	自立支援医療受給者証(育成医療)	32	預金や貯金の取引契約、有価証券
16	浜松市小児慢性特定失病医療受給者証	33	携帯電話
17	浜松市特定医療費受給者証	34	市立以外の小中学校通学

皆さんにやっていただくこと (公的助成受給者証以外で)

例えば

- 不動産をお持ちの方 (No.22) …… 不動産登記の変更 (法務局)
所有者名義人の住所変更
- 会社経営をされている方 (No.23) …… 商業登記の変更 (法務局)
会社の所在地の変更や役員の住所変更、会社案内や広報誌や封筒・ゴム印等の住所変更
変更期限は、本店が2週間以内、支店が3週間以内
- 車やオートバイをお持ちの方 (No.24. 25) …… (警察署または運転免許センター、自動車検査登録事務所)
免許証や車検証の住所変更
- 年金加入あるいは受給中の方 (No.18. 19. 20) …… (保険事務所)
- その他 …… (それぞれの契約あるいは取引先)
生命保険 (No.21)、預貯金 (No.32)、有価証券 (No.32)、携帯電話 (No.33) 等の住所変更

ご意見がありましたら、ホームページにお寄せください。

第1号の制度説明とメリット・デメリット、第2号のこれまでの行政との交渉経過と市の実施事例
第3号の町境と町内分割の考え方は、ホームページに掲載済みですから参考にしてください。

早出町自治会ホームページ



<実施する場合の想定スケジュール>

令和4年	町境の調整(隣接町との協議、また転入出の対象世帯との協議) 町民へのあらためての告知 総会での決議
令和5年	浜松市へ要望書提出、制度適用の申請 浜松市で実態調査(町境、町内分割案について協議)
令和6年	浜松市の議会審査
令和7年	施行 町民・事業所が各種の手続きを行う

<住居表示に関する質問と回答>

● 新築物件の住居申請に関して

1. 住居表示の申請は必要なのか？

建築物の新築等届を提出する必要がある、これをしないと住所が確定しません。

2. 住居番号は希望の番号をつけてもらえるのか？

街区番号、住居番号は規則的に付着するので、それはできません。

● 住居表示の実施について

1. メリット・デメリットを端的に言うとうなるのか？

メリットは、住所が分かりやすいものとなります。合筆や分筆しても順番が崩れず、枝番も発生もしません。緊急車両が迷うことなく目的地にたどり着けるようになります。地域のイメージアップにつながります。
デメリットは、住民自身が行う手続きがたくさんあることです。事業所も同じです。町境を巡っては隣接町との合意形成が必要ですが、個別具体的な調整となることから難航も予想されます。固有の町名の字(組)を使わなくなり、歴史や伝統が薄れることにもなります。地番は残りますが、普段使わないことから忘れがちとなります。

2. 町境の決定や町内の分割は誰がどうやって決めるのか？

町境については、希望する町が隣接する町と調整の上、合意形成を図る必要があります。町内の分割については、通信第3号で示したように町案は検討しておりますが、最終的には行政との協議となり、審査を受けることとなります。

3. 住所変更の手続きはいつからできるのか？

施行日(実施の日)からできます。

4. 住所変更の手続きにはどのようなものがあるのか？

市役所の公簿は自動的に更新されますが、証明書・免許証・保険証や、金融・有価証券契約書、各種カードや携帯電話、不動産登記簿の所有者、事業所の所在地などの書き換えは本人自身の手続きが必要です。

5. 住所変更の手続きにかかる費用はいくらか？

住所番号設定通知書または住居表示変更証明書があれば、公的機関での手続き(登記変更等)は無料です。ただし、変更に伴う手続きで郵便代や電話代はかかり、代理人を立てると報酬が必要になります。また、事業所においては会社案内や封筒等の刷り直しが必要となり、ゴム印の作成等の費用が生じます。

● 住居表示番号について

1. 住所番号表示板はどのように設置すればいいのか？

門柱等の見やすい場所に取り付けることとなります。市販のボンド等を利用してください。電柱等への設置は行政が行います。

2. 住所番号表示板が破損した場合はどうすればいいのか？

無料で再発行されます。

自治会から皆様へ

これまで通信1号～3号、そしてこの4号を通じて情報提供をしてみました。次回ではいよいよ取り組み継続の是非を伺うこととなります。続けるべきという場合には、一層の理解と協力をいただく必要があります、何よりも自らの手続きや負担等を伴うものとなることをご承知おき願います。

一方、必要なしであれば、これまでは課題として位置づけてきましたが、当面は見合わせることにします。長く居住されている方も、また近年転入された方も、さらに事業所の皆様も今後のまちづくりのご意見として是非アンケートへの回答をいただきますようお願いいたします。

